

〔明治一五〇年特別企画展記念講演会〕

開 会 挨拶

鳥取県知事 平 井 伸 治

○司会

お待たせいたしました。皆様、本日はお忙しいところお集まりくださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより明治一五〇年特別企画展記念講演会を開催いたします。開催にあたりまして、鳥取県知事、平井伸治より御挨拶申し上げます。よろしくお願いします。

○平井

皆様、こんにちは。本日は暑い中、このようにお出かけをいただきましてまことにありがとうございます。この後、松岡先生、加藤先生による講演会を進めてまいります。今年、明治が始まって一五〇年の節目の年であります。そんな年に歴史を振り返ることであるとか、また、最近話題になっていきます公文書のあり方などについて皆様とともに

知見を深めさせていただければと考えています。また、関連事業として、公文書による歴史の検証や社会福祉の先人・糸賀一雄に関する展示会を、同じ敷地内の公文書館や図書館で行っています。足を運んでいただきまして、今日一日公文書や鳥取県の歴史について考えていただく機会としていただければと思います。

今、公文書の問題といえますと、皆様も大変なニュースに接しておられると思います。私たちも役所の一角として残念でならないこともあるわけでございます。国では公文書の改ざんが行われたとか、保存されている文書が出てこない。ところが、参議院が請求したら出てくるとか、わけがわからないことがあります。公文書というのは歴史の証人のようなもので、その価値は世界中で認識されてきて

います。例えば、アメリカでもナショナルアーカイブ（国立公文書館）がありますが、これは非常に権威のあるところで、国民が自分のルーツを知るための手がかりを得るときにも利用されています。古い話で言えば、紀元前一九六一年に記されたと言われるロゼッタ・ストーンという石があります。これは一七九九年にナポレオンがエジプト遠征に行ったときに再発見をしました。実に二千年の時を超えて再発見されたわけです。そこに刻まれていた三つの碑文から、エジプトや古代ギリシャの言葉が対比されていて、これがピラミッドなどにあるエジプトの文字・ヒエログリフの解説にも役立つということです。

鳥取県も例外ではありません。先だって、鳥取西道路の工事中に、旧の山陰道のあたりを掘り返したりしているわけでございます、そこにひっかけているんなものが出てきます。そこで古代の木簡が出てくるわけですね。まさに公文書でございます。これが当時の生活だとか役所を知る手がかりになるわけでありまして、そしてまた、県立博物館で保存しておりますけれども、鳥取の池田藩はしっかりと記録している藩でございます、日々の日記のようにその日その日のことが記されています。そこに記されていることでは、例えば津山藩のお殿様に松葉がにをこの日献上しましたよ、というようなことも出てくるわけですね。

こういうことが何百年たっても、あるいは二千年たっても見えてくる、それが文書の大きな意味なのだろうと思えます。こうしたことを私たちは改めて考えていかなければならないわけでありませう。

そういう意味で、私どもは平成二四年に公文書管理条例を作らせていただき、さらに昨年度、歴史的な公文書、これを市町村と県が連携をして、一緒にこれの仕分けをして残していくという、公文書保存条例を作らせていただきました。さらに、最近のさまざまなことがあったものですか、今、鳥取県として公文書の保存の仕方などをもう一度考え直そうとしています。五年だとか三〇年とかに保存年限を一先ず統一をして、例外的なものをあまり作らずにいくと考えています。

実は先般来、全国で問題になっていきますのが優生保護法の関連書類の保存の問題です。これは本県も含めまして、やはり担当者によって捨てられてしまったりするわけですね。残っているものと、残っていないものがある。基準が曖昧だったので、残さなくてもよいだろうということになったわけです。そこで、鳥取県では原則三〇年保存をして、さらに一〇年ごとに年限を延ばしていくような保存の仕方というのを、こういう権利性の高いものについてやっというのではないかと、今話を合ってきていると

ころです。こんなような意味で、歴史的公文書なども含めまして、そのあり方が今、問われ直されています。鳥取県もその一つの先端を開こうとして奮闘しているところでもあります。

国のほうで改ざんなどが言われるわけですが、ああいうことがありますと、結局国民に示されるべきことが示されないということになる、これは国家的な損失であるのかなと思います。

鳥取県は今、大山開山一三〇〇年祭をやっていますけれども、うちは一三〇〇年も前に開山していたんですが、「かいざん」の意味が違います。山を開いたほうでございまして、大分ちよつと違うことを国のお役所はしているのかなというふうにも思うところがございます。

明治の御代、今、平成が終わろうとしているこの年にちょうど一五〇年を迎えることになりました。これは一八六八年九月八日に明治に改元するという詔が出されて、それで明治御一新ということになるわけでございます。この鳥取県も時代の荒波をかぶりしました。明治に入りまして、明治四年に鳥取県ができます。このときは播磨国など兵庫の一部も入っていました。しかし明治九年に鳥根のほうに併合されるわけでございます。その後、やっぱり鳥取県民という、鳥取を取り戻そうという運動が始まりまして、共

斃社などが動きました。それを山縣有朋が捉えまして、それを奏上される。明治一四年九月一二日、鳥取県が復活するということになるわけでございます。こういうさまざまなかで生まれてきた鳥取県の姿、今も残し続けているわけでございます。ぜひ、明治、例えばたたらであるとか、あるいは農業のやり方であるとか、いろんな文書とともに歴史が今わかる部分がございます。今、公文書館などもご覧いただきまして、そうしたところも見ていただければなと思います。

実は図書館のほうに記していますが、山田知事が、これは明治一四年に鳥取県が再置されたときでございますけれども、非常にいい仕事をしたといつて慕われた人でありました。この方の記したものが今そこにも飾られているところでもあります。依存心を脱却して初めて自治の民となる、こう書かれているわけがあります。依存する心、いかにも地方にありがちなことかもしれません。そういうものから脱却して初めて真の自治の民になる、そういうように山田公は言っておられたわけでございます。ぜひ、そんな明治人のエスプリも感じていただきながら、きょう一日お楽しみいただければと思います。

本日お運びをいただきまして、本当にありがとうございます。皆様の上に御健勝、御多幸あらんことをお祈り申

し上げまして御礼とさせていただきます。どうもありがとうございますございました。(拍手)

○司会 ありがとうございます。

それでは、講演に移りたいと思います。本日はお二人の講師の先生にそれぞれ講演をいただいた後、最後にお二人の対談を予定しております。終了予定時刻は四時とさせていただきますので、どうぞ皆様、最後までお楽しみいただきますようお願いいたします。

ただいま会場の準備をしておりますので、少しお待ちください。

その間に、本日の講師の先生方をご紹介します。

お一人目の講師の先生は、元日本経済新聞社編集委員の松岡資明様でいらつしやいます。松岡様は株式会社日本経済新聞社編集委員、学習院大学客員教授、国立公文書館の機能・施設のあり方等に関する調査検討会議委員などを歴任されています。本日の演題は「公文書と日本人―日本の公文書制度の変遷と課題―」です。

続きまして、お二人目の講師の先生は、独立行政法人国立公文書館長の加藤丈夫様でいらつしやいます。加藤様は、富士電機製造株式会社社会長、学校法人開成学園理事長・学長、公文書等の管理の在り方等に関する有識者会議委員などを歴任され、現在は独立行政法人国立公文書館の館長と

して、国の公文書管理に関する制度を支えておられます。本日の演題は、「公文書から見た近代日本の歩み」です。それでは、松岡様、加藤様、よろしく願います。